

産 業 医 委 嘱 契 約 書

事業者 (以下「甲」という) と埼玉県医師会会員 (以下「乙」という) は労働安全衛生法の定めるところにより、産業医の委嘱に関して下記の通り契約を締結する。

記

- 乙は甲の事業場において、労働安全衛生法に定められた産業医の職務及びそれに付随した職務を行う。
- 乙の職務遂行に当たり、甲は乙の勧告、指導を尊重し、労働安全衛生法の推進を共に努めなければならない。
- 乙が本契約の定める職務を遂行中に生じた人的事故については、事業場への往復途上も含め、乙の重大な過失によるものを除き、すべて甲の責任において処理し補償する。
また、甲は補償を補完するために、乙の意見を徴したうえ、埼玉県医師会の産業医傷害保険、または同等の補償内容の傷害保険に加入するものとする。
- 甲は乙に産業医報酬月額 円を毎月 日までに支払うものとする。
健康診断、特定健診・保健指導、長時間勤務者・高ストレス者への面接指導等の費用は甲乙協議の上別途支払うものとする。
- 本契約の有効期間は令和 年 月 日から令和 年 月 日までの2ヶ年とする。
期間満了の1ヶ月前までに、甲乙いずれからも異議の申し出がない場合には、さらに2年間契約を更新するものとし、以後も同様とする。
- 本契約に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、甲・乙協議の上取り決めるものとする。取り決めが困難な場合は、埼玉県医師会の仲介又は斡旋を求めることを甲・乙あらかじめ合意する。

本契約を証するため、本書4通を作成し甲、乙署名捺印の上、各自1通ずつ保有するほか、確認者たる埼玉県医師会会長が1通、乙が所属する郡市医師会会長が1通保有するものとする。

令和 年 月 日

「甲」の事業場所在地

事業場の名称

事業者氏名

Ⓜ

「乙」の医療機関の所在地

医療機関名

医師氏名

Ⓜ

所属郡市医師会

一般社団法人 北足立郡市医師会 会長

Ⓜ

確認者

一般社団法人 埼玉県医師会 会長

Ⓜ